

「職員の給与に関する報告及び勧告」に当たって

委員長談話(平成 27 年 9 月 10 日)

- 1 本日、京都市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、市会及び市長に対して、職員の給与に関する報告及び勧告を行いました。

本市職員と市内民間事業所の従業員の月例給を 4 月時点で比較したところ、民間給与が本市職員の給与を 1,195 円 (0.30%) 上回っていたことから、給料表の引上げ改定を行うよう勧告しました。

また、特別給(ボーナス)についても、市内民間事業所における支給割合が本市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を上回っていたため、民間の支給状況との均衡の観点から、0.1 月分引き上げ、年間 4.20 月分とするよう勧告を行いました。

- 2 国においては、本年 4 月から、地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し及び職務や勤務実績に応じた給与配分を柱とする「給与制度の総合的見直し」が実施されております。

本委員会では、これまでから、「職員の職務への意欲を喚起し、もって市民サービスの向上に資する」という視点から、より本市にふさわしい給与制度の構築に向けた検討を進めてきたところであり、国とは異なる本市の実情を十分に考慮したうえで、基本的には国に準じた見直しを実施するよう勧告しました。

- 3 人事管理に関する課題に関しては、人材の確保・育成等に関する種々の取組の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進、時間外勤務の縮減、メンタルヘルス対策等に取り組む必要について報告しております。

- 4 人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、職員の適正な処遇を確保しようとするものです。

市民の皆様におかれましては、本委員会が行う勧告・報告制度の趣旨と、本市職員が市民生活を支えるため日々職務に精励していることについて、深い御理解を賜るようお願いいたします。